

ご自由にお持ちください

介護保険について

介護保険は介護が必要な人が適切なサービスを受けられるように支える制度です。介護保険を上手に活用して、ご自宅での生活が安心して送れるように、入院中から準備を進めていきましょう



医療相談員

介護保険を利用するには

● 申請が必要です

本人かご家族が、お住まいの地域の市区町の役所で申請します。申請から認定まで、約1か月を要します。

● ケアマネジャーに調整を依頼します

ケアマネジャーは、介護支援に関するプロフェッショナルです。ご家族・利用者からの様々な相談に応じ、ケアプランの作成やサービスの利用調整を行ってくれます。

申請方法や時期、ケアマネジャーの選び方については、医療相談員がご案内します。



限度額の上限を超えると、超えたサービス料は全額自己負担

介護保険支給限度額

要介護度	支給限度額	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)
要支援1	50,030円	5,003円	10,006円
要支援2	104,730円	10,473円	20,946円
要介護1	166,920円	16,692円	33,384円
要介護2	196,160円	19,616円	39,232円
要介護3	269,310円	26,931円	53,862円
要介護4	308,060円	30,806円	61,612円
要介護5	360,650円	36,065円	72,130円

サービス利用料は

1割 or 2割負担

1~2割負担で利用できるのは「支給限度額」の範囲内。ご自身の負担割合は

申請後に自宅へ郵送される【介護保険負担割合証】で確認できます。



各種サービスの利用料金例 (広島市のHPより)

〈要介護1~5の場合〉

サービスの種類	サービスの内容	1割負担	2割負担
訪問介護 (ヘルパー)	身体介護中心で30分以上1時間未満の場合 (1回あたり)	約420円	約840円
訪問看護	30分以上1時間未満の場合 (1回あたり)	約880円	約1,760円
訪問リハビリ	所要時間20分の場合 (1回あたり)	約320円	約640円
デイサービス	7時間以上9時間未満の場合 (要介護3の方、1回あたり)	約940円	約1,890円
デイケア	6時間以上8時間未満の場合 (要介護3の方、1回あたり)	約1,080円	約2,160円
ショートステイ	特別養護老人ホームの場合 (要介護3の方、1日あたり)	約780円	約1,550円
	介護老人保健施設の場合 (要介護3の方、1日あたり)	約980円	約1,950円

それぞれのサービス利用料は介護度・利用時間・サービス内容などによって変わります。自分が利用した時の料金はケアマネジャーに確認しましょう。



● **住宅改修**

手すりの取り付けや段差解消、引き戸等への扉の付け替え、洋式便器への取り替えなどの工事を行う際に、要介護認定者**1人につき20万円を上限**として、年金や収入に応じて**1割または2割負担**で工事を行うことができる。

入院中に工事を行った場合、**償還払い**となる。

※償還払い・・・一旦改修費用を全額工事業者へ支払い、後日費用の9割 or 8割が戻ってくる

工事の対象となるのは、**住民票がある家屋**となるため、実際に住んでいる家と住民票がある家が違う場合は注意！

改修の際には、役所に**事前申請**が必要。

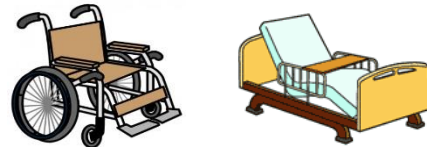


● **福祉用具のレンタル・購入**

福祉用具のレンタル

車椅子、介護用ベッド、歩行器、スロープなど13種類

レンタル費用：**1割または2割負担**



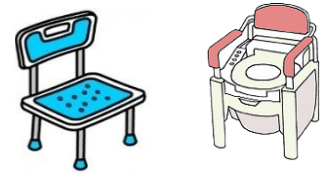
福祉用具の購入

ポータブルトイレ、入浴補助用具などが対象。**年間10万円までが上限**。

購入費用：**1割または2割負担**

※指定を受けた福祉用具業者からの

購入が条件



	上限金額	補助が受けられる回数	利用条件
住宅改修	上限 20万円	原則 1人1回まで ※例外あり	事前申請が必要 ・住民票がある家屋が対象 ※入院中は 償還払い
福祉用具の購入	上限 10万円	年度ごとにリセット	事前申請が必要 ホームセンター等での購入は対象外です
福祉用具のレンタル	上限なし	なし ※毎月レンタル料が発生	ケアプランを作成する 介護度によってレンタル品の制限あり

✚ 福祉用具のレンタルは、レンタル料が『支給限度額※表面参照』に含まれるため、レンタル物品が多いと、その他に利用できる介護サービス量が減ってしまうため注意！

✚ ケアプラン（介護サービスの利用内容）はいつでも変更可能です。サービスの追加・変更はケアマネージャーに相談しましょう。